

平成 22 年 8 月 23 日
消費者庁企画課

適格消費者団体の認定の有効期間の更新について

下記の適格消費者団体は、消費者契約法の規定に基づき、適格消費者団体として認定の有効期間の更新が認められた。

○ 特定非営利活動法人消費者機構日本

理事長 芳賀 唯史

住 所（差止請求関係業務を行う地）

東京都千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 6 階

申請日 平成 22 年 6 月 22 日

目 的 この法人は、各種の消費者問題に関して、消費者・消費団体・研究者・弁護士・司法書士など消費問題専門家、ならびに関係諸機関との連携・相互援助を図りつつ、各種消費者被害の実態調査・研究・拡大防止・被害者支援、消費者への情報提供・啓発、事業者に対する情報提供・啓発と自主ルール策定への関与、市場の監視、消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策に関する研究・提言、ならびに消費者団体訴訟制度の活用などを行い、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする（定款第 3 条）。

活動実績 建築士養成講座に係る申入れ（受講料不還条項）、携帯電話の売買契約に係る申入れ（キャンセル不可条項）等

認定の有効期間の更新をした日 8 月 22 日

本件問い合わせ先 消費者庁企画課 中西、清水 TEL 03 - 3507 - 9252
